

## 加点制度

### (1) 加点制度を利用できる受験者及び加点の方法

- ・小学校・中学校教員選考及び身体に障がいのある人を対象とした選考、スポーツの技能や実績のある人を対象とした教員選考において小学校、中学校教員選考の一次選考「専門教科」受験者は、加点制度を利用できます(養護・栄養を除く)。「ながの電子申請サービス」での出願時に該当部分に入力してください。
- ・高等学校教員選考及び身体に障がいのある人を対象とした選考(高等学校教員選考)において、情報以外の教科(養護を除く)の一次選考「専門教科」受験者は、加点制度を利用できます。申込申請時に「ながの電子申請サービス」の該当部分に入力してください。また、加点対象(情報)の免許状の写し又は取得見込み証明書を提出してください。
- ・加点対象となる教員免許状又は資格の内容は、下記(2)の表によります。
- ・加点方法は、一次選考の「専門教科」の得点に5点又は最大10点を加点します。

### (2) 加点制度の対象および資格

加点対象となる教員免許又は資格		加点対象校種と加点			提出物
		小学校※2	中学校※2	高等学校	
①	小学校教諭と中学校教諭の両方の普通免許取得又は取得見込 ※1	5	5		・二次選考時に、該当の免許状の写し、取得見込み証明書又は資格取得証明書の写しを会場で提出すること。
②	中学校教諭(英語)又は高等学校(英語)の普通免許取得又は取得見込 ※1	5			
③	複数教科の中学校教諭普通免許取得又は取得見込 ※1	5	5		
④	実用英語技能検定準1級又は相当(TOEFL iBT 80点以上、TOEIC 730点以上)の資格取得者	5			
⑤	「情報」の免許取得または取得見込 ※1 ※3			10	・出願時に、該当の免許状の写し、又は、取得見込証明書を郵送すること。

※1 ①、②、③、⑤については、令和7年3月31日までに取得できる見込の者を含む。ただし、取得見込で受験し、令和7年3月31日までに取得できないことがわかった場合は、必ず申告をしてください。令和7年3月31日までに取得できない場合は、加点が無効となり採用内定を取り消す場合があります。

※2 小学校・中学校教員選考は、申込申請時に、該当する①～④の中から2つまで選択することができます。加点は最大10点までとします。

(例1) 小学校免許と中学校数学の免許を取得している者 : ①が対象。①を選択し、加点5点。

(例2) 小学校免許と中学校国語、音楽の免許を取得している者

: ①③が対象。①③を選択し、加点10点。

(例3) 小学校免許と中学校(英語)の免許を取得している者(小学校)

: ①②が対象。①②を選択し、加点10点。

(例4) 小学校免許と英検準1級を取得している者(小学校) : ④が対象。④を選択し、加点5点。

(例5) 小学校免許と中学校音楽の免許を取得し、英検準1級を取得している者(小学校)

: ①④が対象。①④を選択し、加点10点。

(例6) 小学校免許と中学校社会、技術の免許を取得し、英検準1級を取得している者

: ①③④が対象。中学校は①③、小学校は①③又は①④又は③④を選択し加点10点。

※3 加点利用者は、配置校において「情報」を担当することもあります。